

次に、昨年11月議会に引き続き、被災者向け医療費免除制度の打ち切りの問題についてお尋ねします。前回、免除措置の延長を求めた私の質問に対し、古閑健康福祉部長からは、第一に、もし市町村が免除措置を実施すれば8割を国が措置する制度があること。第二に、災害等により生活困難となった方々について、収入額等に応じて一部負担金を減免する制度を利用することができること。第三に、この市町村の減免制度について、住民への周知徹底に取り組んでいく。とのご答弁をいただきました。

まず第一点目ではありますが、実際に免除制度を継続している市町村はありません。二点目の、医療費減免制度でありますけれども、被災者に対し新たに減免制度が適用されたのは、熊本市の一件だけにとどまっています。

つまり打ち切られてしまった国の特例制度を補うような支援制度はほとんど機能していないと言わざるをえません。発災からわずか1年半で免除の終了というのは、東日本大震災と比較しても前例のない短期間であります。宮城県では、国の特例措置終了後半年間、県が2割の補填をして全額免除を継続し、いったん打ち切ったのちにまた一部復活させています。岩手県や福島県では、現在も医療費免除制度を継続しております。

住まいやくらしの再建が思うように進まない中で、被災者の中に健康不安が広がっていること、また受診抑制が起こっていることは、様々な報道や調査結果などからも明らかになっております。

免除制度が打ち切られる前後の、熊本市、および益城町国保における受診率の推移を示したグラフをお持ちしました。益城町のグラフで説明したいと思います。点線が地震前の平成27年度受診率の推移です。そして28年度をご覧ください。ミシン目のグラフであります。熊本地震発生後の4月、大変な混乱の中で大きく受診率が落ち込んだことがわかります。そしてどんどん受診率が上がっていきました。慣れない不安な生活の中で健康被害が広がった可能性もあります。ところが平成29年度、実線のグラフであります。9月までは駆け込み受診の影響もあったかもしれませんが、大きく受診率が上がった後に10月、なんと前月比で25%も受診率が激減しております。ちなみに9月の受診率が100%を超えておりますのは、お一人で複数件の病院を掛け持ちするなどのケースがあるためであります。

医療費免除制度の打ち切りがいかに深刻な受診抑制に直結しているかということがわかります。被災者の体調悪化や病気の進行が懸念されるところであります。

熊本地震における震災関連死が他の大地震と比較しても多いということが指摘されております。地震で助かったかけがえのない命が、もうこれ以上脅かされるようなことがないよう、被災者の深刻な受診抑制を招いている免除制度の打ち切りは再考すべきであります。

あらためて健康福祉部長におたずねします。依然として不安な生活を余儀なくされている被災者の方々を対象とした医療費免除制度を復活させるべきではないでしょうか。